

令和8年7月

## 県有財産（船舶）売払入札（一般競争入札）案内

岩手県教育委員会事務局教育企画室

# 入 札 案 内

## 目 次

1	入札のあらまし	2
2	県有財産（船舶）売払入札心得書	4
3	船舶売買契約書（別紙1）	8
4	入札に必要な書類等	
(1)	一般競争入札参加申込書（別紙2）	10
(2)	住民票の写し（法人の場合は法務局が発行する履歴全部事項証明書）	
(3)	印鑑登録証明書（法人の場合は法務局が発行する印鑑証明書）（入札者印）	
(4)	誓約書（別紙3）	11
(5)	委任状（別紙4） （代理人に入札を行わせる場合に必要となります。）	12
(6)	入札書（別紙5）	13
(7)	保証金充当申出書（別紙6）	14
(8)	保証金還付請求書（別紙7）	16
(9)	登記請求書（別紙8）	18
(10)	登記済証受領書（別紙9）	19
(11)	落札内容の公表に関する同意書（別紙）	20

### 【別冊】参考資料

- (1) 仕様要目
- (2) 船舶国籍証書
- (3) 船舶検査証書
- (4) 検査・整備等一覧表

## 入札のあらまし

### 1 売払物件（土地・建物等）

種別	船名	用途	船質	総トン数
船舶	海翔	実習船	鋼	171トン

### 2 現地説明会

#### (1) 現地説明会の日時等

令和8年7月23日（木）午前11時00分から大船渡港山口岸壁（大船渡市赤崎町山口）において入札物件の現地説明を行います。

なお、資料準備等の関係もありますので、参加ご希望の方は事前に岩手県教育委員会事務局教育企画室（施設整備管財担当）にご連絡願います。また、事前にご連絡がない場合は中止することもありますので、あらかじめご了承ください。

#### (2) その他

現地説明会に参加された方には、入札参加申込に必要な書類をお渡ししますが、当日参加されなかった方でもお申し出があれば必要書類をお渡しします。

### 3 入札参加申込

#### (1) 参加申込期限

令和8年8月4日（火）午後4時30分までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書を岩手県教育委員会事務局教育企画室あて提出して下さい。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、同日必着とします。

#### (2) 必要書類

- 一般競争入札参加申込書（別紙2）
- 住民票の写し（個人の場合は個人番号が記載されていないもの。法人の場合は法務局が発行する履歴全部事項証明書）
- 印鑑登録証明書（法人の場合は法務局が発行する印鑑証明書）
- 誓約書（別紙3）
  - ※ 住民票の写し及び印鑑登録証明書については、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。
  - ※ 共同で入札する（共有名義での所有を希望する）場合は、全員の住民票の写し等が必要になります。

### 4 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 令和8年8月19日（水） 午前11時00分から
- (2) 入札の場所 岩手県庁舎地下1階 入札室
- (3) その他 郵便による入札は認めません。

### 5 その他

- (1) 入札参加に当たっては、現地調査等を十分に行った上でご参加願います。
- (2) 入札参加申込書、入札書及び関係書類に押印する印鑑は、市町村（法人にあっては登記所（法務局））に登録されている印鑑（以下「印鑑登録印」という。）を使用してください。
- (3) 入札執行前に、入札しようとする金額の100分の3以上の入札保証金を納付していただきます。

なお、入札の結果、落札されなかった方には、入札保証金を還付いたしますが、その際、還付金の領収証に貼付する収入印紙（200円分）及び印鑑（印鑑登録印）が必要となります。

- (4) 入札実施後、入札結果（応札者数、落札額、落札者の別（法人・個人））について、県のホームページ上で公表するとともに、第三者から電話等により問い合わせがあった場合は、情報提供を行います。

ただし、「落札額」については、公表（情報提供）することについて、落札者から同意が得られた場合についてのみ、公表（情報提供）します。

なお、落札者の同意確認のため、公表までに時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

ださい。

**6 連絡又はお問い合わせ先**

岩手県教育委員会事務局教育企画室施設整備管財担当

(〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話：019-629-6156 (直通))

## 県有財産（船舶）売払入札心得書

（入札物件）

第1 売払い入札する県有財産（以下「本物件」という。）は、次のとおりとします。

種別	船名	用途	船質	総トン数
船舶	海翔	実習船	鋼	171トン

（留意事項）

第2 入札参加希望者は、実地を調査し県有財産の数量等を確認して、本入札心得書及び船舶売買契約書〔別紙1〕の各条項を承知の上、本物件1件毎に所定の入札書〔別紙5〕により入札してください。

（申込期日）

第3 本物件の入札に参加を希望する者は、令和8年8月4日（火）午後4時30分までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書〔別紙2〕を岩手県教育委員会事務局教育企画室（施設整備管財担当）に提出しなければ入札することができません。  
なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし同日必着とします。  
また、提出された一切の書類はいかなる理由があっても返還しません。

（入札日）

第4 入札は、令和8年8月19日（水）午前11時00分から岩手県庁舎地下1階入札室において行います。  
2 郵便による入札は認めません。

（法令上の制限等）

第5 入札者は、入札参加するに当たり本物件の法令上の規制等を熟知の上、参加してください。

（遵守事項）

第6 入札者は、本入札心得書のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければなりません。

（入札に参加することができない者）

第7 次に掲げる者は、入札に参加することができません。  
2 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者  
3 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者  
(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者  
(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
(4) 地方自治法第234条の2第1項（契約の履行の確保）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
(5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者  
(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な請求を行った者  
(7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者  
4 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者  
5 公有財産事務に従事する県の職員

(入札保証金)

- 第8 入札者は、入札日(入札執行前)に各自が見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を、原則として現金(現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に事前に担当課まで連絡してください。)で納付しなければなりません。
- 2 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。
  - 3 入札保証金は、落札者を除くほか入札終了後に、これを還付します。  
なお、還付の際に印鑑(印鑑登録印)が必要ですので、持参してください。
  - 4 落札者の入札保証金については、第18第3項の契約保証金の一部に充当することができます。  
なお、この際、保証金充当申出書〔別紙6-1〕を提出してください。  
また、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後において、保証金還付請求書〔別紙7-1〕を提出し、入札保証金の還付を請求してください。
  - 5 入札保証金の還付にあたっては、領収証に貼付する収入印紙(200円分)を準備してください。

(委任)

- 第9 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状〔別紙4〕を提出してください。

(入札書の書き方等)

- 第10 入札書には万年筆又はボールペンで入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。  
また、金額はアラビア数字(1, 2, 3, 0)の字体を使用し、本物件1件ごとの価格の総額(消費税相当額を含む)を記入してください。記入の際は、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。
- 2 入札書は、県の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れてください。

(入札書の書き換え禁止等)

- 第11 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開札)

- 第12 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

(入札の無効事由)

- 第13 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、本県の確認を得ないで代理人がした入札
  - (2) 最低売却価格に達しない金額での入札
  - (3) 指定の日時までにしなかった入札
  - (4) 入札保証金を納付していない者の入札
  - (5) 入札者の記名押印がない入札
  - (6) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
  - (7) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
  - (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
  - (9) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
  - (10) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
  - (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の変更)

- 第 14 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがあります。
- 2 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがあります。

(落札者の決定方法)

- 第 15 落札者の決定は、次の方法により行います。
- (1) 最低売却価格以上の価格で入札した方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした方が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、入札者はこのくじ引きを辞退することができません。

(危険負担等)

- 第 16 落札者は、入札関係書に記載した数量その他について実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

(入札保証金の帰属)

- 第 17 落札者が契約を締結しないときは、当該物件につき入札保証金は本県に帰属することになります。

(契約の締結)

- 第 18 売買契約は、落札決定の日から 30 日以内に、船舶売買契約書により締結します。
- 2 契約の締結に当たっては、船舶売買契約書の貼付に必要な額の印紙及び第 7 第 1 項に該当しない旨の市町村（本籍地）等が発行する身分証明書を提出しなければなりません。
- 3 落札者は、売買契約締結の際、契約保証金として売買代金の 100 分の 5 以上の金額を現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、事前に担当課まで連絡してください。）で納付しなければなりません。
- 4 契約保証金は、その受入期間について利息を付けません。
- 5 契約保証金は、第 19 の売買代金の一部に充当することができます。  
なお、この際、保証金充当申出書〔別紙 6－2〕を提出してください。  
また、落札者の契約保証金を売買代金に充当しない場合は、売買代金の納付後において、保証金還付請求書〔別紙 7－2〕を提出し、契約保証金の還付を請求してください。

(売買代金の納付)

- 第 19 落札者は、本物件に係る契約締結後、県の発行する納入通知票により県の指定する期日（契約締結後、概ね 1 ヶ月）までに所定の金額（契約保証金を売買代金の一部に充当する場合は、売買代金から契約保証金を除く金額）を納付しなければなりません。  
なお、当該金額の納付は一括払いとします。

(用途制限)

- 第 20 落札者は、売買契約締結の日から 5 年を経過するまでの間、本物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は岩手県暴力団排除条例（平成 23 年岩手県条例第 35 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団の事務所の用に供することができません。

(船舶名称の変更等)

第 21 落札者は、本物件の船舶名称を変更してください。

- 2 落札者は、売買物件に表示している船名等本県に関する全ての表示を速やかに除去（溶接等で船体に固定しているものについては撤去）し、その利用内容が確認できる写真等を本県に提出してください。

(所有権の移転時期)

第 22 本物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとします。

(無線局の廃止等)

第 23 県は、本物件の所有権移転後、本物件の無線局を廃止します。

(登記手続き)

第 24 落札者は、売買代金完納後において、船舶売買契約書〔別紙 1〕第 5 に基づき、県に対して、所有権移転登記嘱託書に貼付する必要がある印紙及び所有権移転登記に係る登記請求書〔別紙 8〕を提出し、登記手続きを請求してください。

- 2 県は、落札者が指定する海事代理士に登記手続きを委任します。
- 3 県から所有権移転登記済証の交付があった場合は、落札者は、県に速やかに登記済証受領書〔別紙 9〕を提出してください。

(船舶原簿の変更登録)

第 25 落札者は、本物件の所有権移転登記完了後において、速やかに船舶原簿の変更登録手続きを行い、県に変更後の船舶原簿の写しを提出してください。

(落札者の譲渡制限)

第 26 落札者は、本物件につき、所有権登記前に、権利義務を第三者に譲渡することができません。

(公租公課等)

第 27 本物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担となります。

(提出書類に使用する印鑑)

第 28 落札者が提出する書類には、一般競争入札参加申込書に使用した印鑑（印鑑登録印）を使用してください。

(船舶の引渡し)

第 29 本物件の引渡しは、無線局の廃止、登記手続き、船舶原簿の変更登録その他必要な手続きの完了後、現地立ち合いのうえ、引渡し時の現状で行い、県と落札者が協議の上、速やかに引き渡しが完了するよう努めるものとします。

(契約内容の公表)

第 30 入札実施後、入札結果（応札者数、落札額、落札者の別（法人・個人））について、県のホームページ上で公表するとともに、第三者から電話等により問い合わせがあった場合は、情報提供を行います。

ただし、「落札額」については、公表（情報提供）することについて、落札者から同意が得られた場合についてのみ、公表（情報提供）します。

- 2 前項の公表（落札額に限る。）に関する同意の有無について、落札者は、落札内容の公表に関する同意確認書（別紙 10）を提出してください。

[別紙1]

## 船舶売買契約書

岩手県（以下「甲」という。）と何々（以下「乙」という。）とは、船舶の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、末尾に表示する物件（以下「契約物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買  
い受けた。

第2 売買代金及び契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 売買代金 何円（うち消費税及び地方消費税の額 金 何円）
- (2) 契約保証金 何円

第3 乙は、売買代金及び契約保証金を甲の定めるところにより納付しなければならない。

2 甲は、乙が売買代金の全部又は一部を納期限までに納付しないときは、直ちにこの契約を解  
除し、又は納期限の翌日から売買代金の完納の日までの日数に応じ、当該未納付の額につき年  
3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を納付させることができる。

第4 乙は、売買代金の支払を完了した後でなければ、契約物件の引渡しを甲に申し出ることが  
できない。

2 契約物件の所有権は、乙が売買代金の支払を完了した時に、甲から乙に移転するものとする。

3 契約物件は、前項の規定によりその所有権が移転した時に、甲から乙に対し現状のまま引渡  
しがあったものとする。

第5 乙は、第4第2項の規定により契約物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添え  
て甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移  
転登記を嘱託するものとする。

2 所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

第6 本契約締結の日から契約物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのでき  
ない事由により契約物件に滅失、毀損等の損害が生じたときは、その損害は、乙が負担する。

第7 乙は、この契約の締結の日から5年を経過するまでの間、契約物件を風俗営業等の規制及  
び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、  
同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業又は岩手県暴力団排除条例  
（平成23年岩手県条例第35号）第2条第6号に規定する暴力団事務所（以下「暴力団事務所」  
という。）の用に供してはならない。

2 乙は、契約物件を暴力団事務所の用に供したときは、売買代金の3割に相当する額の金銭を  
違約金として甲に支払わなければならない。

3 乙が、契約物件を暴力団事務所の用に供した事実が判明したときは、甲は、直ちに契約を解  
除し、又は契約物件の買戻しをすることができる。

第8 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた瑕疵のあることを発見しても、売  
買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

第9 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除する  
ことがある。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められ  
るものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有す  
る事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをい  
う。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成  
3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6  
号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) その他この契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第10 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。  
この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県  
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 印

乙 (住所)  
(氏名) 印

[物件の表示]

船舶の種類	汽船
船名	海翔
船舶番号	142349
船質	鋼
長さ	34.91m
幅	7.30m
深さ	3.19m
総トン数	171 トン